

こうすれば他機関との連携が深まります

～ 相談支援専門員をうまく活用するコツ ～



R4.1.20

障がい児成長支援協会セミナー

右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



合同会社サンクスシェア
代表社員・相談支援専門員 田中 さとる



- 1984(昭和59)年 小学校教諭として勤務
 1996(平成8)年 国立鳴門教育大学大学院学校教育研究科生徒指導コース入学
 (現職教員として専門知識を高める研修の機会を得る)
 1999(平成11)年 福岡県教育センター研修主事として現場教職員の研修事業に携わる
 2006(平成18)年 社会福祉法人に入職し障害福祉サービス事業に従事
 経験業務 特別支援学校放課後支援事業責任者
 福岡市委託相談支援コーディネーター(相談支援専門員)
 障がい者グループホーム管理者・サービス管理責任者
 生活介護(障がい者通所施設)サービス管理責任者
 2016(平成28)年 合同会社サンクスシェア創立
 2016(平成28)年 相談支援事業所(障がい者)福岡市指定
 2017(平成29)年 相談支援事業所(障がい児)福岡市指定
 2018(平成30)年 一般社団法人九州発達障がい支援協会設立 代表理事

【資格】

- ・小中高教諭専修免許
- ・障害福祉サービスサービス管理責任者(全分野) ・児童発達支援管理責任者
- ・相談支援専門員
- ・鳴門教育大学生徒指導学会会員
- ・西日本心理劇学会会員
- ・日本保健教育学会会員

【実績】

- ・強度行動障がい勉強会、相談支援勉強会、障がい児支援者学習会を毎月主催
- ・連携する関連団体：福岡福祉向上委員会事務局員、エブリワン協会理事
 福岡・筑紫地区地域福祉支援協会、障がい者の明日を考える会、福岡療育研究会
- ・放課後等デイサービス8県20事業所教育コンサルティング(R4.1.1現在)

- ◆ 田中さとる
- ◆ 57歳
- ◆ 4人家族
- ◆ 北九州市生まれ
- ◆ パイナップル好き
- ◆ 納豆きらい
- ◆ 早起き得意
- ◆ 好きなところ
 「ストレスほぼなし」
- ◆ 好きなフレーズ
 「やれない理由を探さずに、どうしたらやれるかを考える！」
 「Life is choosing
 人生は選択の連続だ」

『連携』 とは ・・・？

連携とは - Google 検索

google.com/search?q=連携とは&oq=連携とは&aqs=chrome..69i57j0l3.2011j1j15&sourceid=chrome&ie=UTF-8

記録 利用者 My SNA 創業 HP 福祉 Zoom 公認 R2.11.13

Google

連携とは

すべて ニュース 画像 ショッピング 動画 もっと見る 設定 ツール

約 352,000,000 件 (0.39 秒)

れんけい

1. 【連携】 《名・ス自》同じ目的で仕事をしようとするものが、連絡をとり合っ
てそれを行うこと。


Oxford Languagesの定義 [フィードバック](#)

▼ 翻訳とその他の定義

www.weblio.jp > content > 連携

✓ 連携とは - Weblio辞書

「連携」の意味は互いに連絡をとり協力して物事を行うこと。Weblio国語辞典では「連携」の
意味や使い方 用例 類似表現などを解説しています。



Point① 連携先を『知る』

学校における特別支援教育 福祉サービス 医療 等

Point② 連携先と『つながる』

計画相談事業 相談支援専門員

Point③ 連携先を『活用する』

サービス等利用計画 連携のあり方

【Point① 知る】



本人
家庭

学校
特別支援学校

福祉サービス
相談支援

医療

地域
社会資源

(知能・学力・認知及び学習のスタイル)

学習指導要領

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、
自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、
主体的に判断し、行動し、
よりよく問題を解決する資質や能力

生きる力

豊かな人間性

自らを律しつつ、
他人とともに協調し、
他人を思いやる心や感動する心
など

健康・体力

たくましく生きるための
健康や体力

学校がめざす子ども像

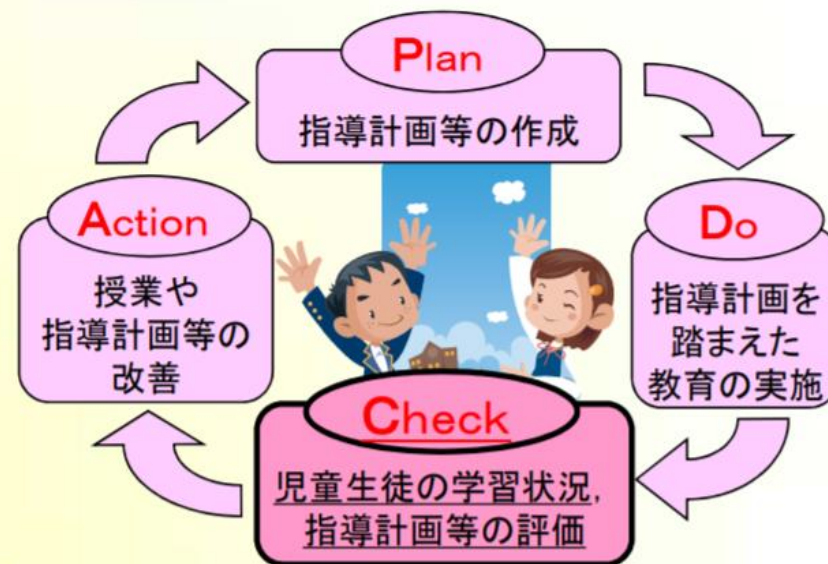
(知能・学力・認知及び学習のスタイル)

学力の3要素
(学校教育法)
(学習指導要領)

知識及び技能

思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度



『知る』 特別支援教育

とく べつ し えん きょう いく こ か のう せい さい だい げん の め ざ
特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します!

とく べつ し えん きょう いく こ
 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

学校全体で支援します!

通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。

- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。
- 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています*1。

<これらを学校で進めるために…>

- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会*2を設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

通常の学級

少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、聴覚、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

特別支援学級

障害の種類ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)
 対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、聴覚、言語障害、情緒障害

- *1 学校において障害のある子どもの介助や学習支援を行います。
- *2 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる子どもの学級担任などで構成され、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方針の検討などを行います。

連携

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします!

教育

特別支援学校、幼稚園
 小学校、中学校、高等学校
 中等教育学校、大学
 教育委員会
 教育センター

医療

地域の病院
 障害者専門医療機関

保健

地方公共団体の保健担当部局
 保健所、保健センター

福祉

地方公共団体の福祉担当部局
 保育所、児童相談所
 社会福祉協議会
 障害者福祉センター
 発達障害者支援センター

労働

ハローワーク
 地域障害者職業センター
 障害者就業・生活支援センター
 企業

その他

NPO、親の会
 地域の活動グループ

など

交流及び共同学習



相談



助言・援助 (センター的機能)

とく べつ し えん きょう いく こ
 特別支援学校では…

専門性を生かした特別支援教育を行います!

●特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園・小学部・中学部・高等部で行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

一人一人に応じた指導

小学校・中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。
 また、障害の状態などに応じて、弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

専門性の高いスタッフ 充実した施設

子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数の学級で指導しています。

就職・進学 などのサポート

卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

教育相談・巡回指導など

障害のある子どもの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小学校・中学校などからの求めに応じて助言・援助を行います。

さまざまな支援体制

特別支援学校には、通学費や教材費など、就学に必要な経費の補助制度があります。また、通常の交通手段では通学が困難な子どものため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われています。
 ※小学校・中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

子ども一人一人の教育的ニーズにこたえます!

特別支援教育



学校での特別支援教育

《特別支援学校》

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)を対象としている。**幼稚部、小学部、中学部及び高等部**が置かれる。

《特別支援学級》

障がいのある児童生徒のために小・中学校に置かれる学級であり、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいの学級がある。

《通級による指導》

通常学級に在籍している障がいのある児童生徒が、障がいの状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態であり、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などを対象としている。

特別支援学級での学習

特別支援学級での学習(国語・算数・社会など)

個別に学習内容の定着の実態調査と徹底反復学習

基礎・基本的な学力の定着

交流学級での学習(体育・音楽など)

集団で協力して活動する内容の学習

ソーシャルスキル能力の向上

特別支援教育の学習(自立活動・生活単元学習)

自立や社会参加を目指した学習

自立と困難の改善・克服

生活単元学習の実際

1学期

《主な活動》

- 野菜パーティーの企画、準備、運営
- 野菜作り(キュウリ、トマト)
- 調理体験(野菜料理作り)
- 校区探検
- 買い物体験
- 販売体験



《コミュニケーション》

- 野菜パーティー(身近な先生との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 算数科
- 理科
- 社会科
- 家庭科



2学期

《主な活動》

- クリスマス会の企画、準備、運営
- 野菜作り(ジャガイモ、イチゴ、ダイコン)
- 調理体験(ケーキ作り)
- 校区探検
- 買い物体験
- 販売体験



《コミュニケーション》

- クリスマス会(保護者との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 算数科
- 理科
- 社会科
- 家庭科



3学期

《主な活動》

- なのはなまつり(ゲーム大会)の企画、準備、運営



《コミュニケーション》

- なのはなまつり(児童との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 図工科



自立活動の実際

健康の保持



基本的な生活
習慣の改善

環境の把握



心理的な安定



行事や活動
への見通し

身体の動き



人間関係の形成



レクリエー
ション

コミュニケーション



障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的
に改善・克服するために行います。

児童福祉法に基づくサービス

- ▶ [助産施設](#)
- ▶ [乳児院](#)
- ▶ [保育所](#)

- ▶ [障害児相談支援](#)
- ▶ [児童発達支援センター](#)
- ▶ [保育所等訪問支援](#)

- ▶ [児童自立支援施設](#)
- ▶ [児童家庭支援センター](#)

- ▶ [小規模保育事業](#)
- ▶ [家庭的保育事業](#)
- ▶ [居宅訪問型保育事業](#)

- ▶ [母子生活支援施設](#)
- ▶ [児童養護施設](#)
- ▶ [児童心理治療施設](#)

- ▶ [障害児入所施設](#)
- ▶ [放課後等デイサービス](#)

- ▶ [児童館](#)

- ▶ [事業所内保育事業](#)
- ▶ [小規模住居型児童養育事業](#)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づくサービス

- ▶ [認定こども園](#)

サービス一覧

在宅生活を支援するサービス

- ▶ [居宅介護（ホームヘルプ）](#)
- ▶ [重度障害者等包括支援](#)
- ▶ [重度訪問介護](#)
- ▶ [短期入所（ショートステイ）](#)

外出を支援するサービス

- ▶ [行動援護](#)
- ▶ [同行援護](#)

昼間の生活を支援するサービス

- ▶ [療養介護](#)
- ▶ [生活介護](#)

住まいの場としてのサービス

- ▶ [共同生活介護（ケアホーム）※](#)
- ▶ [施設入所支援](#)
- ▶ [共同生活援助（グループホーム）](#)

訓練のためのサービス

- ▶ [自立訓練（機能訓練）](#)
- ▶ [宿泊型自立訓練](#)
- ▶ [就労継続支援A型（雇用型）](#)
- ▶ [自立訓練（生活訓練）](#)
- ▶ [就労移行支援](#)
- ▶ [就労継続支援B型（非雇用型）](#)

相談支援に関するサービス

- ▶ [地域移行支援](#)
- ▶ [サービス利用支援](#)
- ▶ [地域定着支援](#)
- ▶ [継続サービス利用支援](#)

自立支援医療

地域生活支援事業

補装具

9. 手当・年金

- (1) 特別児童扶養手当
- (2) 障害児福祉手当
- (3) 特別障害者手当
- (4) 障害者基礎年金

10. 税金の控除・減免

- (1) 所得税・市県民税の控除
- (2) 自動車税・自動車取得税
軽自動車税の減免

12. 情報に関すること

- (1) NHK受信料の免除
- (2) 携帯電話の割引サービス

11. 交通割引制度

- (1) 鉄道運賃の割引
- (2) バス運賃の割引
- (3) タクシー運賃の割引
- (4) 有料道路通行料金の割引
- (5) 航空旅客運賃の割引



【小児科】（小児科専門医）

【精神科】

- ・ 児童精神科（児童精神科医）
- ・ 小児神経科（小児神経専門医）

【小児専門病院】 

【小児科クリニック】

- ・ 医師
- ・ 看護師
- ・ ソーシャルワーカー
- ・ 臨床心理士
- ・ 公認心理士 など

OTとは？

作業療法士はOT（Occupational Therapist）とも呼ばれ、作業療法士協会では、作業療法を以下のように定義しています。作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療・保健・福祉・教育・職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療・指導・援助である。対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。

出典：一般社団法人 日本作業療法士協会2018年07月24日更新

PTとは？

理学療法士はPT（Physical Therapist）とも呼ばれ、理学療法士協会では、理学療法を以下のように定義しています。理学療法とは、病気・怪我・高齢・障害などによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線などの物理的手段を用いて行われる治療法である。

出典：公益社団法人 日本理学療法士協会2018年
07月24日更新

STとは？

言語聴覚士はST (Speech-Language-Hearing Therapist) とも呼ばれ、言語聴覚士法によると、以下のように定義されています。

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、その他の援助を行うことを業とする者。

出典：言語聴覚士法 第二条 2018年07月24日更新

【Point② つながる】



相談支援専門員

『つながる』相談支援

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全般的な相談支援を行う

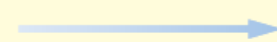
障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

相談支援専門員ってどんな人？

実務経験（※）

+

相談支援従事者初任者研修
(初年度)



相談支援専門員

+

相談支援従事者現任研修
(5年に1度)

※障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験（3～10年）

〇〇しやすくする人

生活 仕事 暮らし 学び 余暇 人間関係…

障がい児者やその家族の方々が、
さまざまなサービスを利用しながら、
地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、
あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、

- ・「望んでいることは何か」
- ・「何を支援すればよいか」
- ・「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」

など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政
等とネットワークを構築しながら行う支援です。

【① 基本相談支援】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・サービス等利用計画の作成
- ・サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

『つながる』相談支援

- ・ 本人や家族だけでなんでもやらなくちゃならない
- ・ それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・ 専門的なことがよくわからない
- ・ 本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・ 相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・ 人が変わると対応ががらっと変わってしまっ戸惑う

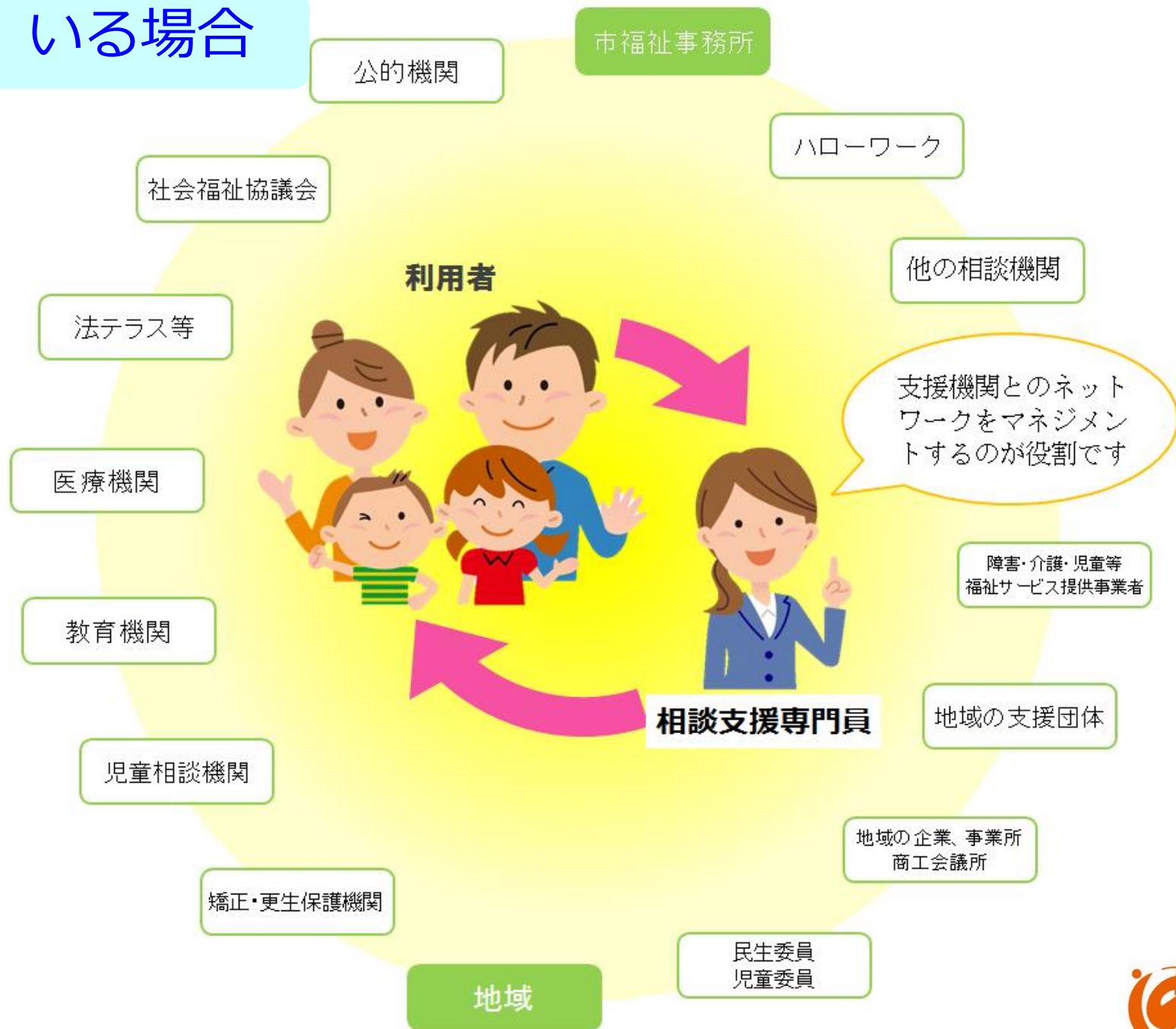
いない場合



『つながる』相談支援

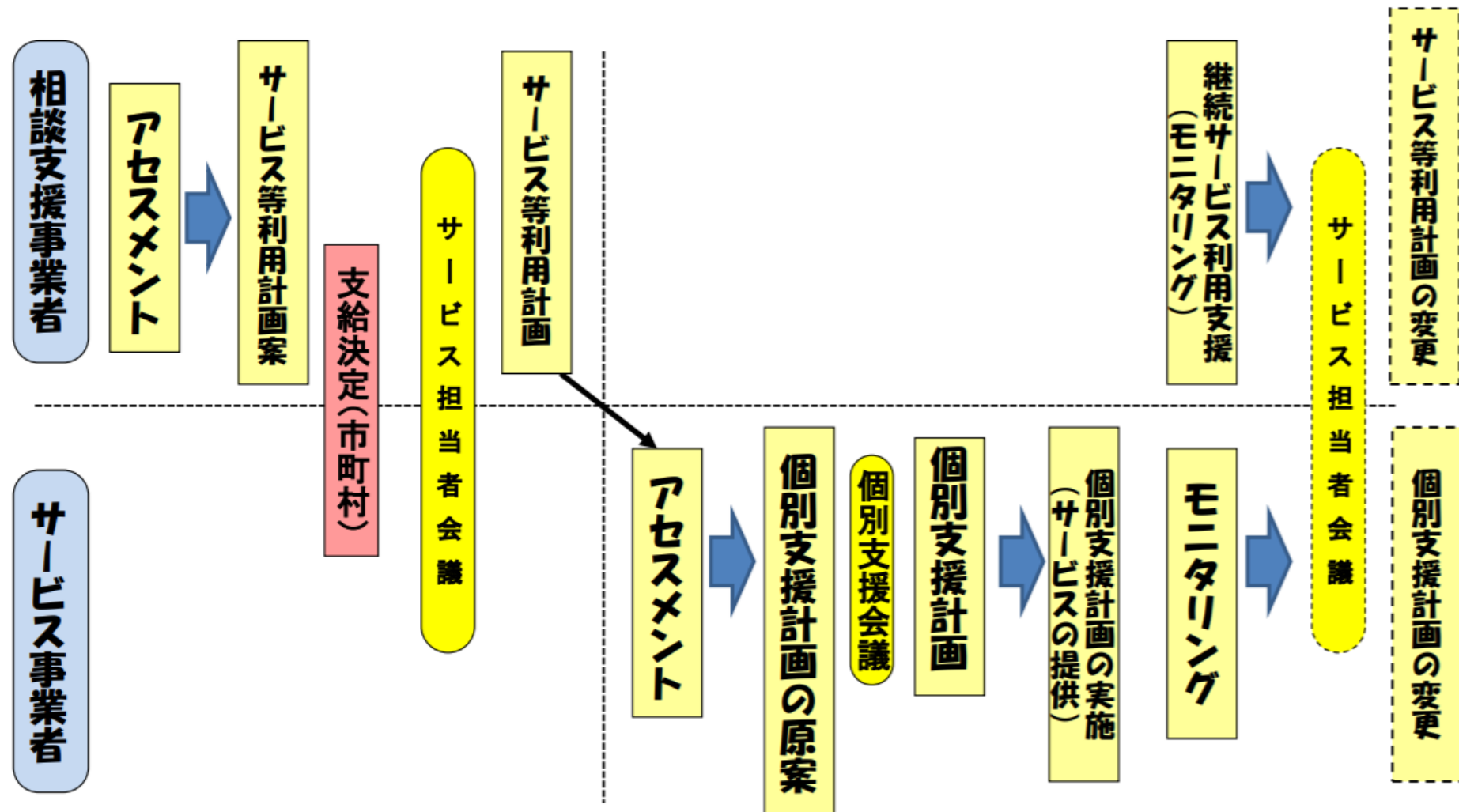
- ・ 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- ・ 専門家との橋渡しをしてくれる
- ・ 専門的な情報提供を頼むことができる
- ・ 関係機関のチーム作りをしてくれる
- ・ 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- ・ 困ったことについていつでも相談しやすい
- ・ 支援の方向性について、関係機関と共有できる

いる場合



- ① 相談支援事業所を探す
- ② 相談員を決める
- ③ 面会日時を決める

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係





サンクスシェア ファイル

福岡市から手紙が届きました

生活の中で困ったことがあります

福祉に関すること	生活に関すること
<ul style="list-style-type: none">・受給者証に関すること(⑥・⑨参照)・障がい者手帳に関すること・自立支援医療に関すること・介護保険に関すること・その他	<ul style="list-style-type: none">・体調の悩み・金銭面の悩み・家族に関すること・学校に関すること・仕事に関すること・介護に関すること・事業所での悩み・生活への不安・子育てに関すること・療育に関すること・住まいに関すること等

いつでもお電話ください!
固定電話:092-231-9253

田中携帯:090-8624-8882 松本携帯:080-9102-8883
高倉携帯:080-3907-8884

どのような電話にも心を込めて対応します! 

<https://smappon.jp/yra3m14h> QRコードはこちら→

- 1 表紙
- 2 福祉サービス申請～利用手続き（新規者編）
- 3 福祉サービス申請～利用手続き（契約者編）
- 4 用語解説（アセスメント・サービス等利用計画編）
- 5 用語解説（受給者証・担当者会議編）
- 6 用語解説（モニタリング・障がい支援区分編）
- 7 解説（計画相談編）
- 8 解説（基本相談・計画相談編）
- 9 用語解説（相談支援専門員編）
- 10 解説（特定事業所加算編）
- 11 更新&モニタリングカレンダー

デザイン作成依頼先:

人と企業をつなぐサポート
5 FIVE TAG
company, limited

『つながる』相談支援

相談支援事業所の質の評価

取得事業所全体の14%程度

機能強化型サービス利用支援費算定要件 【 特定 障害児】

要件	提出物	I	II	III	IV
常勤かつ専任の相談支援専門員を4人以上配置している。 かつ、内1人は、現任研修修了者である。	①勤務形態一覧表 ②現任研修修了証	○		—	—
常勤かつ専任の相談支援専門員を3人以上配置している。 かつ、内1人は、現任研修修了者である。	①勤務形態一覧表 ②現任研修修了証	—	○	—	—
常勤かつ専任の相談支援専門員を2人以上配置している。 かつ、内1人は、現任研修修了者である。	①勤務形態一覧表 ②現任研修修了証	—	—	○	—
専任の相談支援専門員を2人以上配置している。 かつ、内1人は、常勤かつ専任の現任研修修了者である。	① 勤務形態一覧表 ②現任研修修了証	—	—	—	○
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的で開催している。	①会議スケジュール ②議事録様式（左に記した必要な議題を満たす内容） ※（個人情報保護との兼ね合いから）会議は、原則として相談支援事業所の職員のみで開催すること。	○	○	○	○
24時間常時連絡できる体制を整備し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	①運営規程（24時間の相談体制を明記）	○	○	○	○
新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	①同行訪問研修実施（予定）記録 ②具体的な指導内容を明記した記録	○	○	○	○
基幹相談支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	・支援困難ケースが紹介された場合の対応要領 ・困難ケースを受託していることが分かる資料等	○	○	○	○
基幹相談支援センターが実施する事例検討会等に参加している。	相談ネット等、事例検討会等に参加した際の記録	○	○	○	○
計画相談支援と障害児相談支援において、1月当たりの取扱件数が1人40件未満である。	前6月分の取扱件数をまとめたもの	○	○	○	○

【Point③ 活用する】



キーパーソンは、やっぱり相談支援専門員

『活用する』

利用計画
支援計画利用計画を
みる目をもつ

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画

計画①
〇区障がい者福祉係

利用者（児童）氏名	A児	障がい支援区分		相談支援事業所サクスシェア				
保護者氏名	母	本人との続柄	母	計画作成担当者 田中 聡				
障がい福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		利用者同意欄（自署又は押印）				
地域相談支援受給者証番号		障がい児通所受給者証番号						
計画作成日	令和〇年〇月〇日	モニタリング期間（開始年月）	3ヶ月					
利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）	【本人】 ・不安なく安心して毎日を過ごしたい 【家族】 ・本人のことをまわりの人がよく理解してほしい ・自分の好きなことをして楽しく過ごしたい ・障がい特性を活かしながら、集団の中での人との関係づくりも身に付けてほしい							
総合的な援助の方針	<p>さんは、幼少期、眠りが浅い、母親へ強い抱っこ要求があるなど気になる様子が見られていました。そして、特に手洗いや細かなことの確認など、こだわりが強く表出されるようになったことから専門医療機関を受診し、自閉症スペクトラム、ADHDの診断を受けました。少し強迫的な言動があったり、時折興奮状態が高まったりはありますが、放課後等デイサービスにて個室に近い環境を作り、決まった時間でPCを使つての調べものや作業に集中して取り組むことができるようになり、放課後等デイサービスへ目的をもって通うことができるようになりました。他者との交流ではリーダーシップを発揮できるようになり、家庭での生活も落ち着いてきました。これは、周りの理解と、本人が自分自身の特性を理解して行動することができるようになってきたことで、落ち着いて日常を過ごすことができるようになってきたのだと考えます。今後も発達障がいの特性を十分踏まえ、医療機関、教育機関、そして療育機関が連携をとりながら支援を一体的に進めることができるよう支援します。そして、お母様の さんへのかかわり方や、〇〇さんの得意分野であるITスキルを伸ばすためにどうしていったらよいか一緒に考えるお手伝いをしていきます。</p>							
長期目標	発達障がいの特性を自分自身で十分理解しながら、できるところ、得意なところを積極的にのばしていきます。							
短期目標	新たな居場所として、放課後等デイサービスで思いっきり楽しんだり集団活動をしたりして過ごします。							
優先順位	解決すべき課題	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量（頻度・時間）	提供事業者名（担当・電話）	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1	〇〇さんの特性を十分理解する支援者による居場所づくりが必要。	〇〇さんの特性を活かしなが ら、本人が安心して楽し く過ごすことができる居場 所づくりをお手伝いしま す。	1年	放課後等デイサービス 25日間/月	放課後デイサービスA 事業所（〇〇氏：2*0- 9*0*）	まずは、細かなことを気に することなく、自分のこと を理解してくれる支援者が 身近にいる中で、思いっき り楽しく過ごしましょう。	3ヶ月	
2	自分自身の特性を十分に理解し、得意なこと、苦手なことが意識できるようになることが必要。	自分の言動について支援者 の力を借りながら振り返 り改善に取り組んだりす る機会を提供します。	2年	学校 放課後等デイサービス 地域の社会資源（無料塾など） 家族	放課後デイサービスA 事業所（〇〇氏：2*0- 9*0*）	自分の得意なことやよいと ころを意識して行動した り、支援者の力を借りなが ら、時々自分の行動を振り 返ったりしましょう。	3ヶ月	
3	〇〇さんへのかかわり方について、専門的な視点から母へ情報提供することが必要。	お子さんへの母親として のかかわり方や他機関・地域 資源との連携の方法につ いて、具体的な情報提供を していきます。	1年	医療機関 放課後等デイサービス 学校 地域の社会資源 相談支援	相談支援事業所サク スシェア （〇〇：0*0-9*0* -8*8*）	【お母様】 〇〇さんの気 になる言動や、母親として のかかわり方について疑問 が生じたときは、すぐに身 近な支援者にご相談くださ い。	3ヶ月	

利用計画

内容

不十分な
利用計画

- 総合的な支援の方針の中身がスカスカ
- 保護者や本人が望むニーズや希望が正しく記入されていない
- ニーズや希望と利用する福祉サービス等が合っていない
- 1年先を目安にして到達する目標になっていない
- 目標が抽象的すぎる
- 学校との連携について書かれていない
- 家族支援について書かれていない

質の高い
利用計画

- 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかる
- 将来的な進路を見据えた方針の記述になっている
- ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されている
- 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされている
- 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられている
- 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられている
- 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されている
- 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれている
- 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっている

【① 基本相談支援】

- ・ 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・ 社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ 権利擁護のために必要な援助
- ・ 専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・ サービス等利用計画の作成
- ・ サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

利用計画	内容
不十分な 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 電話連絡しても折り返しが無い<input type="checkbox"/> 利用計画書を配付してくれない<input type="checkbox"/> モニタリングの訪問をしてくれない<input type="checkbox"/> 事業さんなどの情報提供を依頼しても調べてくれない、教えてくれない<input type="checkbox"/> 担当者会議が開かれたことが無い<input type="checkbox"/> 困ったことがあっても、ちゃんと相談にのってくれない<input type="checkbox"/> 自分の意見を押し通す
質の高い 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 特に必要がない場合でも時々連絡をくれる<input type="checkbox"/> 担当者会議でリーダー性を発揮している<input type="checkbox"/> とにかくじっくり話をきいてくれる<input type="checkbox"/> 納得できるアドバイスをしてくれる<input type="checkbox"/> 相談しやすい<input type="checkbox"/> ことばの端々に勉強していることが伺える<input type="checkbox"/> たくさんの連携先とつながっている<input type="checkbox"/> 意思を決定するための適切な情報を提供してくれる<input type="checkbox"/> できることとできないことを明確に示してくれる

- ① 『連携をつくって何をするか？』が明確にされているか
 - ・ 「本人はどうしたいのか？」 「学校側のメリット感があるか？」
- ② 『意思決定支援』が十分に行われているか？（支援の見立て）
「対話」「行動記録」「観察」「標準検査」「アンケート」など
 - A：本人がもともと持っている「できること」を増やす？
 - B：本人がもともとできないことを「できる」ようにする？
- ③ 個別支援会議でなにが協議されたか？
 - ・ どのような方法で取り組む？
 - ・ だれがその役割を担う？

Disability

Learning Disability, LD

The screenshot shows the Weblio dictionary page for the word "ability". The search bar contains "ability" and the page is set to "と一致する" (Match exactly). The main content area is titled "abilityとは" (What is ability?). It includes a pronunciation guide: [音節] a·bil·i·ty [発音記号・読み方] / əbɪləti (米英英語) / and a table of meanings and usage. The table lists "ability" as a noun, its plural form "abilities", and its learning level as "レベル: 1 英検: 3級以上の単語 学校レベル: 中学以上の水準 TOEIC® L&Rスコア: 220点以上の単語". A red "new!" tag indicates a link to "イラストで分かる英単語" (English words explained with illustrations).

Disorder

Attention-deficit hyperactivity disorder、ADHD

The screenshot shows the Weblio dictionary page for the word "order". The search bar contains "order" and the page is set to "と一致する" (Match exactly). The main content area is titled "orderとは" (What is order?). It includes a pronunciation guide: [音節] or·der [発音記号・読み方] / ˈɔːdə (米英英語), ˈɔːdə (英英英語) / and a table of meanings and usage. The table lists "order" as a noun, its plural form "orders", and its learning level as "レベル: 1 英検: 3級以上の単語 学校レベル: 中学以上の水準 TOEIC® L&Rスコア: 220点以上の単語". A red "new!" tag indicates a link to "イラストで分かる英単語" (English words explained with illustrations).

『新たなできる』をつくる OR 『今あるできる』を増やす の見極め

- 相談支援専門員の仕事内容を把握しておく
- 障がい児支援利用計画をよく読み込む
- モニタリングの期間を短くする
- 必要とあらば、思い切って相談員を変える
- 困ったとき、悩んだときに、とにかく相談する
- 相談員に必要時に必要な情報提供を依頼する
- 課題解決のために「個別支援会議」の開催を依頼する
- 事業所等との面談時の第三者立会人を依頼する
- 自分でできることは自分でやる

『活用する』 相談支援専門員

学校との連携を 進めるには？

スクール ソーシャル ワーカー (SSW) との連携

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の
対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

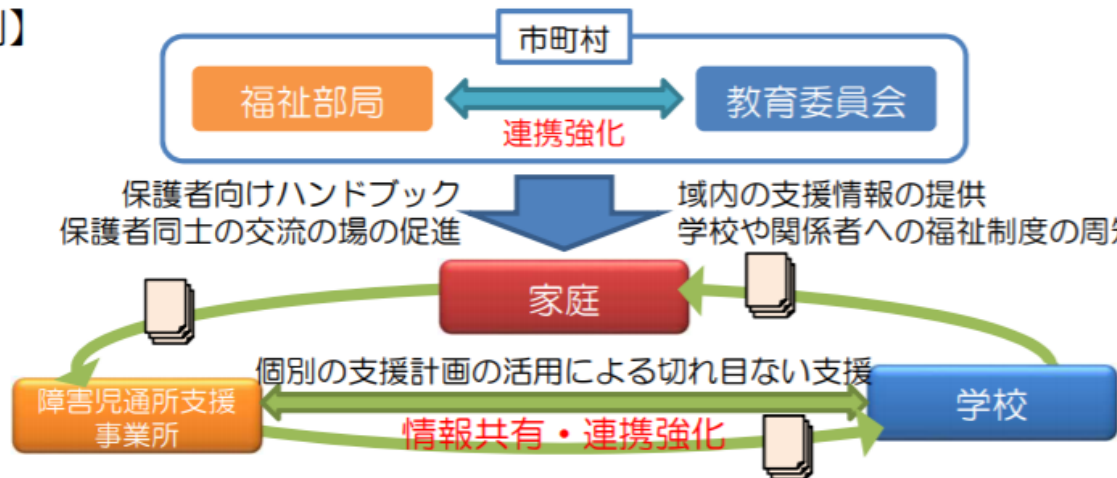
2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

【連携のためのスキル向上】



KeyWord : 「交渉術」

連携のためのスキル向上

【相手の行動変容を求める】 =

【交渉術（技術）】

- 配分型（利益を分け合う）
- 利益交換型（損して得とる）
- 統合型（Win & Win）

- ◆ 代替案
- ◆ 選択肢
- ◆ 限界範囲
- ◆ 説得
 - ・ 功利的説得（メリット）
 - ・ 規律的説得（論理的）
 - ・ 情緒的説得（感情的）

連携のためのスキル向上

ひとりの「ひと」として『敬う』

信頼関係づくり

わたしたち支援者の『しごと』 = 連携をすることが目的ではない
本人や家族の生活の向上が目的